

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◆告示 基準給食設備の承認
牛の肝てつ検査及び駆除の実施

家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設許可

地籍調査の事業計画の決定

土地改良区役員の変更及び就任

昭和三十四年度中小企業相談所補助金交付要綱

医療機関の指定

立入検査票の無効

米子都市計画皆生温泉土地区画整理事業の計画認可

基本測量の終了

保険医療機関の指定

理容師、美容師試験合格者

鳥取県立農業講習所講習生の募集要領

公告

告示

鳥取県告示第六百四十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基き定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第七十八号）の規定により、次の医療機関に対して基準給食設備の実施を承認した。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	所在地	承認番号	承認年月日	承認対象	採用点数
皆生病院	米子市西 福原一、 五九八	(食) 第二六号	昭和三四、 一二、一	全病棟 (五十八床)	甲

鳥取県告示第六百四十六号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第

六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝て、つ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍
牛。ただし、午後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日

実施区域

実施場所

第一次 第二次
十二月十六日 昭和十五年一月十六日

日野郡日南町阿毘縁

阿毘縁家畜検査所

十七日	七日	大宮	大宮
十九日	十一日	日野上	日野上
二十一日	十二日	山上	山上
二十三日	十三日	石見	石見
二十五日	十五日	福栄	福栄
二十七日	十八日	多里	多里
二十九日	二十日	日野町黒坂	黒坂
	二十一日		

鳥取県告示第六百四十七号

次のように牛の肝て、つ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝て、つ、予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍
牛。ただし、午後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日 実施区域 実施場所

十二月十日	西伯郡西伯町上長田	上長田家畜検査所
"	"	東長田
十一日	岸本町幡郷	幡郷
"	西伯町法勝寺	法勝寺
十二日	岸本町幡郷	幡郷
"	大幡	大幡
十四日	米子市尚徳	尚徳

"	西伯郡日吉津村	日吉津
十五日	米子市尚徳	尚徳
"	西伯郡岸本町八郷	八郷
十六日	米子市勝田	勝田
"	加茂	加茂
"	福生	福生
"	福米	福米
"	西伯郡岸本町八郷	八郷
十八日	米子市五千石	五千石
"	春日	春日
"	巖	巖
十九日	成実	成実
"	西伯郡西伯町天津	天津
二十一日	大國	大國
"	会見町手間	手間
二十二日	大國	大國
"	賀野	賀野

鳥取県告示第六百四十八号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可した。
 昭和三十四年十二月八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師免許の部

免許証番号	家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類		住 所	氏 名
	種	類		
第四八一号	牛	牛	鳥取市滝山五〇三番地	土堂敬二
第四八二号	牛	牛	鳥取県東伯郡大栄町大谷	大家裕
第四八三号	牛	牛	倉吉市大河内六七一	牧 徳三
第四八四号	牛	牛	東伯郡東伯町美好	亀本正人
第四八五号	牛	牛	倉吉市下福田七〇六番地	河原条 寛
第四八六号	牛	牛	東伯郡大栄町西高尾	小倉 守
第四八七号	牛	牛	西伯郡中山町羽田井	大川賢作
第四八八号	牛	牛	東伯郡大栄町大谷	梅津善満
第四八九号	牛	牛	倉吉市福山二三四番地	石賀堅治
第四九〇号	牛	牛	東伯郡関金町大字明高	吉原準之介

第四九一号	牛	牛	西伯郡中山町羽田井	西沢忠夫
第四九二号	牛	牛	東伯郡赤碕町竹内	斉尾 勉
第四九三号	牛	牛	倉吉市利田三〇九番地	加藤辰己
第四九四号	牛	牛	廣瀬一三番地	蔵増世義
第四九五号	牛	牛	東伯郡赤碕町西宮	田中公一
第四九六号	牛	牛	別宮	入江 稔

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名
第一四八号	浜村緬羊組人工授精所	鳥取県高郡気高町浜村四六の一七番地	浜村緬羊組合

鳥取県告示第六百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第三項の規定により、昭和三十四年度地籍調査の事業計画を次のとおり定めた。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度事業計画

調査を行う者の名称	調査目的	調査区域	調査面積 ^{ha}	調査期間	令第五条の三各号に掲げる作業に要する費用の総額	摘要
気高町	国土調査法に基づく地籍調査	下原、八幡、勝見、浜村	一、四	昭和三十四年十月一日	四八一、〇〇〇	工程中H工程を除く
羽合町	"	長瀬、久留	一、六	右同	四二七、八〇〇	GH工程を除く
名和町	"	古御堂、富永、御米屋	二、五	右同	八八九、二〇〇	H工程を除く
計		三地区	五、五		一、七九八、〇〇〇	
<p>鳥取県告示第六百五十号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。 昭和三十四年十二月八日 鳥取県知事 石 破 二 朗</p>						
羽合土地改良区	退任した役員の氏名及び住所					
	理事 故島 賢市 東伯郡羽合町大字長瀬					
	" 岡本 治郎 "					
	" 杉本 益信 "					
	" 三谷 隆次 "					
	" 河原 喜義 "					水下
	" 秋田 義治 "					久留
	" 西崎善太郎 "					
	椿 徳 "					田後

"	島田 安夫	"	上浅津	"	椿 徳	"	田後
"	梅田 利康	"	下浅津	"	河原 喜義	"	水下
"	浅井 益三	"	南谷	"	梅田 利康	"	上浅津
"	山下 義春	"	橋津	"	浅井 益三	"	下浅津
"	福本 梅治	"	東郷町大字長江	"	中本 豊吉	"	南谷
"	岡本 秀治	"	門田	"	河本 節二	"	橋津
"	前田 俊治	"	倉吉市清谷	"	岡本 秀治	"	東郷町大字長江
"	福井泰太郎	"	上浅津	"	前田 俊治	"	門田
監事	和田 義信 東伯郡羽合町大字長瀬				井上 一郎 倉吉市清谷		
"	藤原 敏治 " 上浅津				藤原 敏治 東伯郡羽合町大字上浅津		
就任した役員の氏名及び住所					和田 義信 " 長瀬		
理事	岡本 治郎 東伯郡羽合町大字長瀬				福井 勝治 " 田後		
"	石見 和信 "						
"	故島 賢市 "						
"	三谷 隆次 "						
"	高田 弘 "						
"	横山 春吉 "						
"	秋田 義治 "		久留				
<p>昭和三十四年九月二十五日臨時総代会において総選挙の結果当選し、十月二日就任、任期二年。 三朝町西尾土地改良区 退任した役員の氏名及び住所 理事 岩本 春海 東伯郡三朝町大字西小鹿 " 岸本 秀治 " 高橋</p>							

岸田 敏治	西尾
朝倉 義繁	西尾
朝倉 巧	高橋
岩本 茂	西尾
岩本 賢治	西小鹿
岩本 米蔵	西小鹿
岩本 茂	高橋
岩本 孝美	西小鹿
岩本 文之	高橋
朝倉 賢治	西尾
朝倉 巧	西尾
朝倉 義繁	西尾
岸田 敏治	西尾
岸田 秀治	東伯郡三朝町大字高橋

就任した役員の氏名及び住所
 理事 岸田 秀治 東伯郡三朝町大字高橋
 岸田 敏治
 朝倉 義繁 西尾
 朝倉 巧
 岩本 茂 高橋
 岩本 孝美 西小鹿
 岩本 文之 高橋
 朝倉 賢治 西尾
 朝倉 巧 西尾
 岩本 米蔵 西小鹿

昭和三十四年十月九日臨時総会において総選挙の結果

当選し、十月二十日就任、任期二年。

鳥取県告示第六百五十一号

昭和三十四年度中小企業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度中小企業相談所補助金交付要綱

付要綱

(趣旨)

第一 県は、中小企業の振興と安定を図るため、中小企業相談所(以下「相談所」という。)を設置する商工会議所に対し、昭和三十四年度において予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(相談所)

第二 第一の規定により補助金交付の対象となる相談所は次の各号の一に該当するものとする。

一 第一種相談所

県庁の所在する市又は五、〇〇〇以上の事業所(事業所統計規則(昭和二十二年総理府令第二十二号)に基く昭和三十二年七月一日現在の事業所調査速報によるものとする。以下同じ。)の存する市に所在し、専門相談員として、第三第一項による経営取引の専門家を常時配置し、かつ、第三第二項による公認会計士等を年間一五〇日以上配置して、相談事業を行うもの。

二 第二種相談所

県庁の所在する市又は二、〇〇〇以上の事業所の所在する市に所在し、かつ、専門相談員として第三第一項に規定する経営取引の専門家又は第三第二項に規定する公認会計士等を常時配置して相談事業を行うもの。

三 第三種相談所

専門相談員として第三第一項に規定する経営取引の

(専門相談員)

専門家又は第三第二項に規定する公認会計士等を年間一〇〇日以上配置して相談事業を行うもの。

第三 相談所に配置される経営取引の専門家とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 公認会計士等

二 工鉦業経営または商業経営の部門の中小企業診断員の登録を受けている者

三 商工鉦業の指導実務に五年以上従事した経験を有する者で通商産業局長が適当と認める者

四 通商産業局長が(イ)又は(ロ)と同等以上の指導能力を有すると認める者

2 相談所に配置される専門相談員たる公認会計士等とは、次に掲げる者をいう。

一 公認会計士又は公認会計士補については、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十七条の規定による登録を受けているもの

二 税理士については、税理士法(昭和二十六年法

律第二百三十七号)第十八条の規定による税理士の登録を受けている者、その他同法第三条の規定による税理士の資格を有する者(例えば弁護士)

(ウ) 計理士については、公認会計士法第六十三条の規定による計理士の登録を受けている者

(補助対象及び補助額)

第四 補助金は、相談所の専門相談員の配置に要する経費に対して交付するものとし、一相談所にかかる補助金の交付額は、相談所の種類ごとに次の表の限度額以下とする。ただし、知事がこの限度額により難いと認められた場合は、この限りでない。

種 類	補 助 対 象 人 員	限 度 額
第一種相談所	経営取引の専門家 公認会計士等	一名 二八〇,〇〇〇円
第二種相談所	経営取引の専門家 又は公認会計士等	一名 二〇〇,〇〇〇円
第三種相談所	右 同	一名 一一〇,〇〇〇円

2 前項に定めるもののほか、知事は、相談所の専従職

員の配置に要する経費に対し、補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

- 第五 相談所を設置する商工会議所が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式一による中小企業相談所補助金交付申請書(正一通、副四通)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 一 事業計画書
 - 二 収支予算書
 - 三 その他知事が必要と認めた書類
- (変更の承認等)
- 第六 補助金交付の対象となつた相談所を設置する商工会議所(以下「設置者」という)は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 一 既定予算の内容を二〇パーセント以上変更しようとするとき
 - 二 専門相談員又は専従職員を変更しようとするとき

三 相談所を中止し、又は廃止しようとするとき

(設置者の負担義務)

第七 設置者は、相談所の運営について、補助金の額の二分の一以上の額をその経費の一部として負担しなければならない。

(事業実績等の報告)

- 第八 設置者は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 一 各月毎の相談所の事業遂行状況報告書(別紙様式一)
 - 二 毎四半期終了後十五日以内
 - 二 相談所の事業実績報告書(別紙様式三) 会計年度終了後十五日以内
 - 三 その他知事が必要と認める書類 別に定める日

(補助金の経理)

第九 設置者は、相談所にかかる経理について、常にその収支を明確にした特別の帳簿を備えるとともに、証ひよう書類及び一般書類を整備しておかなければなら

ない。

2 前項の書類は五年間保存しておかなければなら

(申請の取下)

第十 設置者は、補助金交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合には、申請の取下をすることができる。

2 前項の規定により申請の取下をすることができる期限は、補助金交付決定通知を受けた日から十五日以内とする。

附 則

この要綱は、昭和三十四年四月一日から適用する。

昭和34年度収支予算書

収入の部

科目	予算額 (円)	備考
補助金		
国費補助金	人件費(専門相談員)補助金円
〇〇県費補助金	人件費(専門相談員)補助金円
		一般経費補助金円
		計円
負担金	
負担金	〇〇商工会議所(又は商工会)負担金円
雑収入	
雑収入	
繰越金	
繰越金	
合計	

別紙様式1

番 号
昭和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇中小企業相談所
設置運営者 〇〇商工会議所(又は商工会)
会 頭 何 某

中小企業相談所補助金交付申請書

当商工会議所(商工会)において設置運営する中小企業相談所に要する経費に対し、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

中小企業相談所補助金 金 〇〇〇、〇〇〇円

国庫補助金 〇〇、〇〇〇 (人件費)

都道府県費補助金 { 〇〇、〇〇〇 (人件費)
〇〇、〇〇〇 (一般経費)

内 訳 (詳細別紙収支予算書参照)

1. 国庫補助金申請額 240,000円

(1) 専門相談員(経) 大山 太郎
年間給与 320,000円〔給与300,000円(12ヶ月配置)
+〇〇手当20,000円〕

(2) 専門相談員(公) 川上 一郎
年間給与 200,000円〔給与180,000円(12ヶ月配置)
+〇〇手当20,000円〕

(3) 合計 (1)+(2) = 520,000円.....1/2.....260,000円

2. 相談所総運営費 〇、〇〇〇、〇〇〇円

内 { 国費補助額 〇〇〇、〇〇〇円
道費補助額 〇〇〇、〇〇〇円
市町村費補助額 〇〇〇、〇〇〇円
自己負担額 〇〇〇、〇〇〇円
その他 〇〇〇、〇〇〇円

3. 都道府県費補助申請額 240,000円

(1) 人件費補助

イ 専門相談員(経) 大山 太郎
年間給与 (320,000円〔給与300,000円(12ヶ月配置)
+〇〇手当20,000円〕

ロ 専門相談員(計) 川上 一郎
年間給与 200,000円〔給与180,000円(12ヶ月配置)
+〇〇〇手当20,000円〕

ハ 合計 (1)+(2) = 520,000円.....1/2.....260,000円

消 耗 品 費	諸用紙代 文房具代
備 品 費	図書費 事務用什器費
印 刷 製 本 費	相談処理カード〇〇資料費〇〇調査用紙
通信用運搬費	葉書 郵券費 電信電話料
燃 料 費	暖房用炭費 木炭俵円 石炭屯円
借料及び損料	講習会 研究会 会場借上料
広 告 料	〇〇新聞広告料
食 糧 費	講習会 研究会 運営委員会 連絡会議 等茶菓代
家 屋 費	借地 借家料円×12ヶ月円 家屋修繕料円
〇 〇 〇 〇	
〇 〇 〇 〇	
〇 〇 〇 〇	
計	

支 出 の 部		
科 目	予 算 額 (円)	備 考
給 与 費	専門相談員(経氏名)
俸 給月円×12月=円
		一般職員(氏名)
	月円×12月=円
手 当	
専門相談員手当	専門相談員(税氏名)
		170日勤務嘱託手当円
		夏 期 手 当円
		期 末 手 当円
		小 計円
		専門相談員(経氏名)
		扶養手当円×12月=円
		〇 〇 手 当円
		夏期手当(本俸×.....%)円
		期末手当(本俸×.....%)円
		小 計円
一 般 職 員 手 当	一般職員
		氏名 〇 〇 手 当円
講 師 手 当	〇〇講習会 講師1名
		手 当円
旅 費	専門相談員(氏名)巡回出張旅費円
		所長(氏名)相談所長会議出張旅費円
		一般職員(氏名)〇〇研究会出張旅費円
		〇〇講習会出張旅費円
		連絡会議出張旅費円
		〇〇講習会講師招へい旅費
	円×2名=円
厚 生 費	厚生年金掛金円
	円

5. 講習会、講演会等の回数およびその概況
6. 相談効果事例（別紙とすること）
 (注) 都道府県営の場合は「設置者の名称」を都道府県とすること。
 (記載注意)
 1. 上表は個々の相談所ごとに作製すること。
 2. 1の「相談内容」は下記により区分（1件の相談内容が2以上の事項にわたるときは、その主たる事項にこれを入れること。）し、「件数」は窓口相談のほか文書による相談、電話による相談および巡回相談のすべてを通じて区分記載すること。
 - (1) 法 規 経済法規、行政庁に対する手続等
 - (2) 資 材 資材一般
 - (3) 金 融 事業金融、信用保険等
 - (4) 税 務 国税、地方税等
 - (5) 経 理 帳簿組織等経営一般
 - (6) 経 営 新規開業等経営一般
 - (7) 労 働 労働管理、労働争議、社会保険等
 - (8) 技 術 技術一般
 - (9) 特 許 特許権、実用新案権、商標権等
 - (10) 意 匠 意匠権、商業文案、広告等
 - (11) 貿 易 貿易手続、取引斡旋、ほん訳等
 - (12) 仕 入 販売先の紹介等国内商取引一般
 - (13) その他上記以外の事項
 3. 1の「相談内容の傾向等」の欄には「各相談内容」ごとにその傾向、特色、問題点等を記載し、「計」の欄に対応するこの欄には「相談内容」全体を通じての傾向、特色、問題等を記載すること。
 4. 4については巡回相談を行つた場合において、その日数および概況（日時、場所、相談状況等）を記載すること。
 5. 5については、講習会、講演会等を行つた場合において（設置者としてではなく中小企業相談所として）その回数および概況（日時、場所、講師、出席者状況等）を記載すること。
 6. 6については適例がある場合のみ記載すればよく、別紙として内容を具体的に記載すること。（匿名を用いることも可。）

様 式 2

相 談 所 の 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

相談所の名称

相談所の種別

設置者の名称

1. 相談内容および件数

相談内容	件数	相談内容の傾向等
計	1,000	

2. 相談件数の方法別内訳

相談件数	1 窓口相談	2 文書による相談	3 電話による相談	4 巡回相談
1,000	600	150	150	100

3. 来所相談者数の業種別内容

1	金属工業	名 6	製材および木製品工業	名 11	食料品商業	名
2	機械器具工業	名 7	食料品工業	名 12	住居用品商業	名
3	化学工業	名 8	印刷および製本工業	名 13	その他の商業	名
4	窯業	名 9	その他の工業	名 14	その他商工業以外のサービス事業	名
5	紡織工業	名 10	衣料品商業	名	計	名

4. 巡回相談の日数およびその概況

昭和34年度収支決算書

収 入 の 部				
科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減	備 考
補 助 金	
国費補助金	人件費(専門相談員) 補 助 金円
〇〇県補助金	人件費(専門相談員) 補 助 金円 一般経費補助金円 小 計円
負 担 金	〇〇商工会議所(又は商工会) 負担金円
負 担 金	
雑 収 入	
雑 収 入	
繰 越 金	
繰 越 金	
合 計	

支 出 の 部				
科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減	備 考
予算科目に 準じ記入の こと。				予算書備考欄の記載事項に準じ 記入のこと。

様 式 3

番 号
昭和 年 月 日

都道府県知事 ○○○○殿

〇〇市〇〇町

〇〇中小企業相談所(第〇種)

設置運営者

〇〇商工会議所(又は商工会)

会 頭 ○ ○ ○ ○ 印

中小企業相談所補助金交付要綱にもとづく間

接補助事業実績報告書

本(設置者の名称)は、貴(都道府)県より補助金の交付を受けて間接補助事業を行ってきたが、昭和35年3月31日をもってこれを完了したので、中小企業相談所補助金交付要綱第8により、別紙のとおり補助事業の実績を報告します。

(注) 相談所が機構的に独立している場合は提出者を相談所長とすること。

保 險 医 療 機 関 地

河野 医院 境港市栄町一三四
小林歯科医院 八頭郡用瀬町二六七
阿部歯科医院 米子市朝日町二八

指定の記号番号
境医 二七
八函 一八
米函 四〇

指定年月日

昭和三四、一一、一四
乙ノ二
一一、七
一一、一

採用点数表

公 告

昭和三十四年十一月十日(学科)及び十一月二十日(実地)実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 理容師

氏名	氏名	氏名	氏名
入江 清子	浜本紀美恵	松井 操枝	
原井 昭子	石 井豊	鶴尾あや子	
前田 充	尾崎 和恵	中村 絹枝	

福本 三郎	増田 武昌	浜田 松枝
松本 栄子	松岡百合子	市場 靖子
秋山 昌弘	西村千恵寿	島津 妙子
吉田 一江	勝部 君子	細田 雪枝
山田ヒサノ	秋田 絹枝	木下 都子
細田 聡子	服部サヨ子	浦尾 勝彦
岡田 憲明	梅原 幹子	河田 元徳
尾崎 彰二	市場 勲	小林佐規子
鈴木 妙子	長谷川和子	門脇 和子
竺原 矯子	柿本きみ子	竹内 照代
安達つるゑ		

二 美容師

氏名	氏名	氏名	氏名
前川 玲子	村岡富紀子	太田 寿子	
林 二三子	山本 照子	高宮 幸子	
島田 昭代	笹谷 静子	田中 千代	
松尾三重子	南 薫	植田 悦子	
船越 民枝	小飼 満子	陶山 郁子	
金田二三江	桐谷多鶴子	藤原 住子	
角田美喜江	谷口 晴枝	矢谷 仁乃	
小谷よね子	小林 初子	原田登喜江	
石本日出子	浪花 文子	鎌田 敬子	
浜津美智子	武内 悦子		

昭和三十五年鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十四年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年鳥取県立農業講習所講習

生募集要領

一 講習生募集の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員及び農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の育成

二 講習区分及び修業年限

1 本科(農業改良普及員及び農業技術指導者の育成)

2 実科(農村中堅青年の育成)

- イ 普通実科 農業技術一般について習得させる。
- ロ 果樹実科 果樹栽培技術を中心に習得させる。
- ハ 野菜実科 野菜栽培技術を中心に習得させる。

三 講習の場所

本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

果樹実科 岩美郡津ノ井村 県果樹試験場津

野菜実科 ノ井分場

米子市旗ヶ崎 県農業試験場西伯

分場

四 入所受験資格

- 1 本科 高等学校の卒業生若しくは昭和三十五年三月末日までの卒業見込者又はこれと同等以上の資格を有すると認めたる者
- 2 実科 中学校の卒業生又は昭和三十五年三月末日までの卒業見込者

五 募集人員

- 1 本科 十五人以内
- 2 実科

イ 普通実科 三十人以内

ロ 果樹実科 若干名

ハ 野菜実科 三十人以内

六 入所試験期日及び場所

- 1 期日 昭和三十五年三月十九日 午前九時

2 場所

本科、普通実科、果樹実科

鳥取市吉成 県立農業講習所

野菜実科

米子市旗ヶ崎 農業試験場西伯分場

七 入所試験の方法

次に掲げる科目について、本科は高等学校卒業程度、実科は中学校卒業程度の筆記試験及び面接試験を行う。

1 本科

イ 数学 数学一、数学二、数学三の三科目中から一科目を選択する。

ロ 理科 物理、化学、生物、地学の四科目中から

高等学校の農業科課程卒業生は一科目、

その他の者は二科目を選択する。

ハ 農業一般 高等学校の農業科課程卒業生に受験

させる。

二 国語

2 実科

イ 数学

ロ 作文

八 出願手続及び受付期間

1 出願手続

入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成農業講習所入所係あて提出すること。ただし、野菜実科入所希望者は、米子市旗ヶ崎農業試験場西伯分場講習生係あてとする。

イ 入所願書（所定の用紙）

ロ 学校成績証明書（所定の用紙に在学期間中各学年ごとの成績を記入し、学校長封印のもの）

ハ 身体検査証

2 受付期間

昭和三十五年二月一日から昭和三十五年三月十六日まで（郵送による場合は、当日到着のものに限り有効）

九 合格者発表

昭和三十五年三月二十四日農業講習所前に掲示するほか、合格者に通知する。

十 問合せその他

入所に関する問合せ又は出願用紙の申込は、鳥取市吉成県立農業講習所（電話鳥取四、七七九番）にするこ

と。通信による場合は、所要の郵便切手十円をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。